

令和4年10月6日
九州管区行政評価局

戸籍謄本の第三者請求に係る市町村の適正な事務処理について —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、福岡法務局にあっせん—

総務省九州管区行政評価局（局長 ^{たかだ よしひさ} 高田 義久）は、権利行使等を目的として、親族等の戸籍謄本を請求した際、市から第三者には交付できないとの説明を受けたとの行政相談を受けました。当局では、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長 ^{いしもり ひさひろ} 石森 久広 西南学院大学副学長・法学部教授）に諮り、その結果を踏まえ、本日、福岡法務局にあっせんしました。

【行政相談事案】

（事案 1）

遺族厚生年金の請求のため、母と事実婚関係にあった父の戸籍謄本が必要であったが、市から父の戸籍謄本に母の氏名が記載されていないため交付できないとの説明を受けた。

（事案 2）

遺産相続に当たり、法務局から法定相続情報一覧図を入手するため、絶縁状態の姉の戸籍謄本が必要であったが、市から姉の委任状がなければ交付できないとの説明を受けた。

権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合は、第三者であっても戸籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていません。 **【2 ページ】**

【当局の調査結果】

権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求について、九州管内の市町村のホームページにおける説明及び窓口対応等を調査したところ、以下のような制度の不十分な理解に起因する事例がみられました。

- ① 市町村ホームページにおいて、委任状を必要とする等誤解のおそれがある説明がある。
- ② 市町村の窓口において、第三者請求であっても一律に委任状を求めている。

また、法務省ホームページでは、権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の具体例の説明は3例のみとなっています。 **【3 ページ】**

【福岡法務局へのあっせん】

市町村における権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の取扱いについて、

- ① 市町村のホームページ及び窓口における適切な説明等の実施に係る助言
- ② 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求に係る具体例のより一層の充実及び市町村への提供 等

【4 ページ】

（本件に関する連絡先）
総務省 九州管区行政評価局
担当：首席行政相談官 福島
行政相談官 重松
電 話：092-431-7081（代表）

<あっせんの概要>

制度の概要

○ 戸籍に関する事務

市町村長が管掌、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 1 条第 1 項及び同条第 2 項）

○ 法務局長又は地方法務局長の権限

法務局長又は地方法務局長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができ、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは指示をすることができる。

（戸籍法第 3 条第 2 項）

法務局長は、当該法務局の管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督

（法務局及び地方法務局組織規則（平成 13 年法務省令第 11 号）第 32 条）

○ 本人等請求

戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

（戸籍法第 10 条第 1 項）

○ 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求

戸籍に記載されている者等には該当しない第三者であっても、次の場合における理由等を明らかにすれば、戸籍謄本等の交付を請求することができる。

（戸籍法第 10 条の 2 第 1 項）

- ① 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合には、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利行使又は義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

（戸籍法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号）

（注）法務省ホームページにおける具体例

「例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等」

- ② 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合には、戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

（戸籍法第 10 条の 2 第 1 項第 2 号）

（注）法務省ホームページにおける具体例

「(1) 提出先は〇〇家庭裁判所であり、(2) 請求者（甲）は、平成〇年〇月〇日に死亡した弟乙の相続人（兄）であるが、乙の遺産についての遺産分割調停の申立てに際して添付資料として乙が記載されている戸籍謄本を提出する必要がある」

- ③ 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合には、戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

（戸籍法第 10 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注）法務省ホームページにおける具体例

「例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等」

○ 本人確認

戸籍謄本等を請求する際、市町村長は、全ての請求手続を行う者（交付申請者及びその代理人）から、運転免許証等の書類の提示（郵送による請求の場合はその写しの提示）を受ける方法により本人確認を行う。

（戸籍法第 10 条の 3）

○ 説明要求

権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求がされた場合において、市町村長は、請求理由等が明らかでないと認める場合には、請求者及びその代理人に対して必要な説明を求めることができる。

（戸籍法第 10 条の 4）

当局の調査結果

1 市町村ホームページにおける説明を確認（九州管内全 233 市町村）

- ① 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求について、委任状を必要とする等誤解されるおそれがある説明となっている。【39 市町村（全市町村の 16.7%）】
- ② 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の説明が見当たらない。【34 市町村（全市町村の 14.6%）】
- ③ 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求に当たって、本人確認資料以外にも、必要な資料を求められることがある旨の説明が見当たらない。【101 市町村（全市町村の 43.3%）】

2 抽出市町村における窓口対応を聴取（全市町村の 2 割に当たる 47 市町村を無作為抽出）

- ① 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求に該当する場合であっても、請求者に対し、戸籍に記載された者が作成した委任状を原則求めている。【8 町】
- ② 法務省・法務局に対して、権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求について、判断に苦慮するなどの理由から具体例等の情報提供を求めている。【10 市町】

3 法務省ホームページにおける権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の具体例の説明は 3 例（注）のみ （注）2 ページ「権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求」の具体例を参照

（法務省ホームページにおける掲載場所）

- ・「戸籍のABC（Q6～）」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00032.html
- ・「戸籍法の改正Q&A」 <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>



行政苦情救済推進会議の意見

- 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合であっても、請求者に対し、戸籍に記載された者が作成した委任状を原則求めていることは好ましいことではない。
高齢化、家族関係の多様化の中で、遺産相続等において戸籍謄本等が必要となるケースが増えていくであろうから、権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合の委任状の取扱いについて、市町村における適正な事務処理が求められる。
- 一部の市町村のホームページにおいて、委任状を必要とする等誤解されるおそれがある説明等がみられたのであれば、法務局及び地方法務局は、改善状況等のフォローアップをしっかりと行うべきである。
- 市町村によっては、権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求に係る事例が少ないところもあり、具体例等の情報提供は有効と思われる。具体例等の取りまとめに当たっては、市町村から実際に判断に迷った事例等も聴取するなどし、具体例等に取り入れてはどうだろうか。

これを受けて、福岡法務局に以下をアッセン

福岡法務局は、法定受託事務として戸籍事務を管掌する市町村に対し、自ら及び管轄区域内の地方法務局が実施する管内市町村の戸籍事務担当職員等を対象とした研修や会議等を通じて、次の対応を行うこと。

- ① 権利行使等を目的とした戸籍謄本等の第三者請求の場合には、第三者であっても戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付を請求でき、その際に委任状の提出は必要とされていないことについて改めて説明し、適正な戸籍事務の処理を求めるとともに、市町村が開設するホームページ及び窓口におけるこれらに関する説明等を適切に行うよう、改めて助言すること。
- ② また、市町村に上記①の助言を行う際には、プライバシー保護等の観点から、本人確認資料のほか、必要な説明を求めることがあることについても併せて周知するよう、改めて助言すること。
- ③ 戸籍法第10条の2第1項の各号（第1～3号）の具体例等は、今回の調査において複数の市町村から要望されているとおり有効な情報の一つとみられることから、具体例等のより一層の充実を図り、市町村に提供すること。あわせて、ホームページへの掲載を検討すること。

○行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置

(座長)	石森 久広	(西南学院大学副学長・法学部教授)
(委員)	久留 百合子	(株式会社ビスネット代表取締役、消費生活アドバイザー)
	高木 直人	(公益財団法人九州経済調査協会理事長)
	戸江 千枝	(税理士)
	三浦 邦俊	(弁護士)
	西原 眞理子	(福岡行政相談委員協議会会長)
	久保田 正廣	(株式会社西日本新聞社論説委員長)

これまでに行政苦情救済推進会議に付議された事案は、九州管区行政評価局のホームページで紹介しています。



○九州管区行政評価局ホームページ

https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/soudan_04.html

